

鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具（電磁調理器）給付業務契約仕様書

1. 品 名 電磁調理器

2. 規 格 等 ①性能

ア 操作が簡単で高齢者でも容易に操作方法を理解し、使用することができるもの

イ 鍋無し自動停止機能や長時間使用時のスイッチ切り機能等の安全性が十分に確保されたもの

②規格

ア 最大火力1400W以上（火力調整機能付）

イ なべなし検知機能/小物検知機能

ウ 内部回路過熱防止機能

エ トッププレート過熱防止機能

オ 揚げ物鍋そり検知機能

カ 切り忘れ防止機能

③機種（下記機種もしくは同等品可）

・IHコンロ IHKP-T39124-B（アイリスオーヤマ）

※鍋がついていない製品については直径20cm以上、満水容量3.0L以上の鍋をつけること。

3. 予定数量 43台（本庁：34台 谷山：9台）

※予定数量の変動に伴う契約単価の変更は行わない。

4. 納入期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 納入及び事務手続

(1) 市（長寿支援課、各支所福祉課及び保健福祉課）が交付する納入指令書による指示に従い、鹿児島市全域において、給付を受ける者の住居に福祉用具を直接納入し、使用できる状態に設置すること。なお、契約単価には、鍋の費用や福祉用具の配達に係る費用その他この業務の処理に要する全ての費用を含む。

(2) 給付を受ける者又は立会人に対して取扱方法等を十分に説明すること。併せて、保証書等についても説明すること。

(3) 納入時に、給付を受けた者から虚弱高齢者等福祉用具給付券に福祉用具の受領の記入を受け、当該虚弱高齢者等福祉用具給付券を受領すること。併せて、利用者負担額がある場合（納入指令書の利用者負担額欄に金額の記載がある場合）は、当該利用者負担額を徴収し、領収書を交付すること。

6. 代金請求 毎月の納入完了の実績を、納入した月の翌月の10日までに、納入指令書を交付した長寿支援課、各支所福祉課若しくは保健福祉課に対して、必要事項が記入された虚弱高齢者等福祉用具給付券を提出することにより報告するとともに、併せて市負担額（納入指令書の市負担額欄に記載された金額）を所定の請求書により請求すること。

7. その他 (1) 同等品で応札をしようとする者は、同等品確認書とカタログ等の同等性を証明する書類を長寿支援課へ提出し、承諾を得ること。

(2) 必要に応じて、長寿支援課、各支所福祉課及び保健福祉課と協議すること。

(3) メーカー保証を1年以上設定すること。